

令和7年度宇治市子どもの学習・生活支援事業 運營業務企画提案 募集要項

宇治市福祉こども部地域福祉課

宇治市では、生活困窮世帯等の子どもとその保護者に対して、個々の生活状況を踏まえ、学習支援その他養育に関する相談支援等を行うことによって、必要な生活能力や学力等を獲得し、将来自立した生活をする事で貧困の連鎖を防止することを目的とした「令和7年度宇治市子どもの学習・生活支援事業」を実施するに当たり、次のとおり企画提案を募集します。

1 募集する業務概要

- (1) 業務名：令和7年度宇治市子どもの学習・生活支援事業
- (2) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：令和7年8月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 実施拠点：※令和7年4月1日現在の実施拠点
 - ア (宇治地域) 宇治市総合福祉会館
宇治市宇治琵琶 45 番地
 - イ (大久保地域) 宇治市南宇治コミュニティセンター
宇治市大久保町上ノ山 42 番地の 3
 - ウ (槇島地域) 宇治市槇島コミュニティセンター
宇治市槇島町大川原 27 番地の 5
- (5) 委託上限額：実施拠点
 - ア 宇治市総合福祉会館 1,953,000 円 (消費税込)
※通年 2,927,000 円 (消費税込) 相当
 - イ 宇治市南宇治コミュニティセンター 1,992,000 円 (消費税込)
※通年 2,986,000 円 (消費税込) 相当
 - ウ 宇治市槇島コミュニティセンター 1,992,000 円 (消費税込)
※通年 2,986,000 円 (消費税込) 相当

2 公募から契約までのスケジュール

- (1) 募集期間 令和7年5月26日(月) から6月24日(火) まで
- (2) 事業説明会 令和7年6月11日(水) 10時00分から12時00分まで
- (3) 質問受付期間 令和7年5月26日(月) から6月20日(金) まで
- (4) 審査結果通知 令和7年7月中旬予定 ※事業者の選考
- (5) 契約締結日 令和7年7月中旬予定

3 応募者の参加資格要件

令和7年度宇治市子どもの学習・生活支援事業の目的及び業務内容等について十分に理解し、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者であって、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人又は学習・生活支援事業又はそれに準ずる事業についての経験や知識を有する法人であること。また、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、宇治市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 業務の再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。

ただし、一部の業務についてあらかじめ宇治市長の承諾を得たときは、第三者に委託することは可能です。

5 参加手続き

(1) 担当部署及び問合わせ先

宇治市福祉こども部地域福祉課 生活困窮者自立相談支援担当

〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

電 話：0774-20-8784（直通） 0774-22-3141（代表）内線 2355

メール：chiikifukushi@city.uji.kyoto.jp

F A X：0774-21-0407（直通）

(2) 募集期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月24日（火）まで

（土日を除く。午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで）

(3) 配布方法

上記（1）の担当部署において配布するほか、宇治市ホームページからダウンロードできます。

(4) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和7年6月24日（火） 17時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とします。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の9時～17時）又は郵送

※郵送の場合は、（1）まで電話連絡し、到着確認をお願いします。

※ファックス及び電子メールでの提出は受け付けません。

6 事業説明会・事業会場説明会の実施

事業内容及び事業会場、応募の際の注意点等について説明します。

(1) 日時：令和7年6月11日（水）10時00分から12時00分まで

(2) 場所：宇治市役所 本庁舎1階 101会議室

※希望がある場合、説明会終了後事業会場に移動（会場の利用状況により、会場確認ができない可能性があります。）

(3) 申込方法：

参加を希望する者は、参加申込書(様式任意。事業所名、連絡先、メールアドレス、出席者名を記載)を作成し、持参、郵送、電子メールにて宇治市福祉こども部地域福祉課に提出してください。

(4) 申込期限

令和7年6月10日（火） 12時まで

7 質疑・回答

企画提案書作成に関する質疑については、以下の手順により受け付けます。

(1) 受付期間：公募開始日から令和7年6月20日（金）17時まで

(2) 質問様式

様式は自由としますが、以下の項目を明記してください。なお、企画提案書の審査に係る質問はできません。

ア 件名は「令和7年度宇治市子どもの学習・生活支援事業に関する質問」として
ください。

イ 質問者の会社・団体名、部署名、氏名、電話番号、ファックス番号及びメール
アドレスを記載してください。

ウ 質問の表題を本文の冒頭に記載してください。

※企画提案書の審査に係る質問には回答しません。

(3) 送付方法

持参・郵送・電子メールのいずれかの方法により、上記問い合わせ先まで送付
してください。なお、電話での問い合わせには応じられません。

(4) 回答方法

質問者及び事業説明会参加者全員に対し電子メール又はファックスに
より回答します。

(5) 回答日

質問毎に随時回答します。

8 応募書類

(1) 運營業務企画提案参加申請書 (様式1) 1部

(2) 企画提案書 (任意様式) 1部

① A4版の規格としてください。向き、縦横書きは問いません。

② 後記9に掲げる事項を記載してください。

③ 提出期限後の企画提案書の差し替えは認めません。ただし、宇治市が修正を求
める場合を除きます。

(3) 経費見積書 (任意様式) 1部

① 作成日、応募法人の名称等、代表者職氏名を記載の上、代表者印の押印が必要
です。

② 金額については、本事業の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税
を含む)を別々に記載し、それらの合計額を明記してください。

③ 提案額は前記1(5)に記載の額以内としてください。上限額を超える提案が
あった場合は失格とします。

(4) 団体概要書 (様式2) 1部

団体概要・パンフレット等を添付して下さい。

(5) 法人格を有することが確認できる書類 1部

① 法人登記簿謄本(登録事項全部証明)

② 定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの

※上記書類は、いずれも申請日前3カ月以内に交付されたものとします。

(6) 営業経歴書 (様式3) 1部

(7) (応募資格の要件を全て満たす旨の) 宣誓書 (様式4) 1部

(8) 法人役員の名簿 (任意様式) 1部

役職名、氏名(ふりがな)、性別、生年月日、現住所を記載した書類

(9) 再委託予定調書 (様式5) 1部

該当する場合のみ提出してください。

9 企画提案書記載事項及び応募書類の取扱いについて

下記の項目を含む企画提案書を作成してください。

(1) 事業実施概要について

事業実施についての基本的な考え方・提案内容の特徴等について、簡潔に記載してください。提案者の支援業務の特性、実績をどのように活用するかなどを記載してください。

(2) 実施体制について

① 事業運営体制

提案者において直接担当する部門の体制について、提案してください。

② 支援員の人員配置について

配置を予定している、支援相談員・学習支援員の能力及び実績について記載してください。また、その者を新規雇用する場合は、その確保の方法を提案してください。大学生や退職教員等によるボランティアを活用したアイデア等、創意工夫したものを提案してください。

(3) 業務内容について

① 業務の流れ・仕組み

ア 業務の流れについて、フロー図等で具体的に提案してください。

イ 実施箇所における具体的な支援方法、関係機関（福祉事務所、教育部、中学校等）との連携方法を含めた事業全体の仕組みについて提案してください。

② 実施箇所

事業を実施する中学校区と拠点箇所について、その理由について提案してください。またアウトリーチによる拠点箇所以外での実施についても、その手法を提案してください。

③ 支援プログラム

受入期間中における参加者の支援プログラム（スケジュール等）について創意を盛り込んだ提案をしてください。

④ 受入期間中の参加者に対する支援体制等

各参加者に合わせた支援の体制・方法・内容等を提案してください。

(4) 個人情報の取り扱いについて

支援対象者等の個人情報の漏えい防止に向けた保護体制について提案してください。

(5) その他の提案

その他、提案者ならではの強みを活かした自由な提案をしてください。

(6) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しません。ただし、公文書公開請求があった場合には、宇治市情報公開条例に基づき取り扱うこととします。

- イ 提出期限後の企画提案書及び価格提案書の修正、差し替えは認めません。
ただし、宇治市が修正を求める場合を除きます。
- ウ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- エ 提出された応募書類は返却しません。
- オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。
- カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負います。

10 選考の実施について

宇治市生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業委託事業者選考委員会を開催の上、委託事業者を選考します。選考のために提案者のプレゼンテーションが必要となる場合は、提案者に対して別途連絡します。

- (1) 日程：日時、場所等詳細は、提案者に対して別途連絡します。
- (2) 選考結果の連絡方法：提案者全員に書面にて通知いたします。

11 業務委託候補者の選考後の手続き

委託契約締結日

本業務委託契約の候補者の決定後、速やかに契約を締結します。

12 留意事項

- (1) 1法人または1団体が複数の拠点を申請する場合は、参加申請書（様式1）に複数チェックしてください。
- (2) 運営業務企画提案書提出後に参加を辞退する場合は、5（1）の担当部署へ速やかに連絡をした後に、辞退届（様式6）を提出してください。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。また、候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、候補者の選考による決定を取り消し、その者とは契約を締結しません。
 - ① 選考結果通知日までに提案者が前記3参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 経費見積書の金額が、前記1（5）の予定上限額を上回る場合
 - ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合
 - ④ 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
 - ⑤ その他、契約相手方として不適當と判断される行為があった場合
- (4) 本事業について、次の点にご注意ください。
 - ① 事業の成果等は宇治市に属します。
 - ② 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や宇治市財務規則をはじめとする諸規程が適用されます。
- (5) 実現性が低い内容を提案内容に含めることは避けてください。候補者に決定された後においても、契約履行が困難となると判断した場合には、契約を締結しない場

合があります。その場合、応募に要した経費及び候補者が被る損害については、宇治市は一切賠償しません。

(6) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。